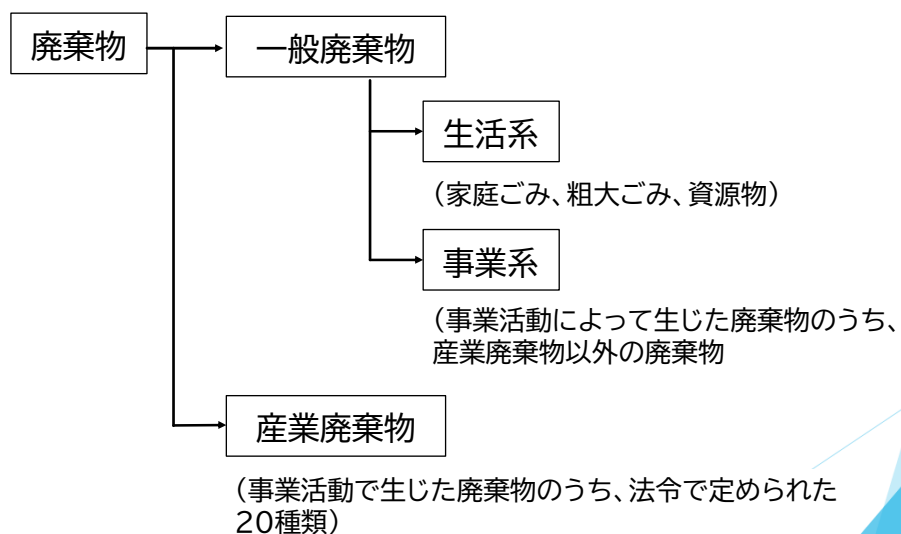


(3) ごみステーションの 現状について

1

廃棄物の区分



2

生活系一般廃棄物の処分方法

【家庭ごみ】

日常生活で生じたごみは、分け方・出し方にしたがって指定ごみ袋に入れ、決められた日時にごみステーションに出します。

市の委託業者がごみステーションから収集し、もやすごみはごみ焼却施設、その他のごみはリサイクルプラザで処分します。



3

生活系一般廃棄物の処分方法

【家庭ごみ】

通常よりごみの量が多い場合などは、自身で直接、ごみ焼却施設やリサイクルプラザに搬入し処分することができます。

10kgにつき120円(税込)

令和8年10月1日から **10kgにつき150円(税込)**

分別基準はごみステーションに排出する場合と同じです。

○ごみ焼却施設(鶴岡市宝田三丁目13番6号)

平日 8:30~11:50、13:00~17:00で受付

○リサイクルプラザ(鶴岡市水沢字水京68番地1)

平日 9:00~11:50、13:00~16:30で受付

4

生活系一般廃棄物の処分方法

【粗大ごみ】

自身で直接リサイクルプラザへ搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼します。いずれも有料で、料金は個々に問い合わせいただきます。

【資源物】

新聞・雑誌・ダンボール・雑がみやビールびんなどは、ごみとして排出しないで、町内会・子ども会などの集団資源回収や市の拠点回収などを利用してください。

5

事業系一般廃棄物の処分方法

【事業系一般廃棄物】

事業活動で発生した紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣などが該当します（特定の業種から発生するものは産業廃棄物となります）。

事業者自身が直接ごみ焼却施設に搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼しなければなりません。

6

産業廃棄物の処分方法

【産業廃棄物】

事業活動で発生した廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、廃油などが該当します。県が管轄する産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可業者に依頼します。

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃油
- ・ 廃酸
- ・ 廃アルカリ
- ・ 廃プラスチック類
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず
- ・ ガラス、コンクリート、陶磁器くず
- ・ 鉱さい
- ・ がれき類
- など

7

鶴岡市にあるごみステーションの数

令和8年3月31日時点

地区	併用	可燃	不燃	合計
鶴岡地域	1,767	155	8	1,930
藤島地域	126	0	0	126
羽黒地域	118	0	0	118
櫛引地域	116	0	0	116
朝日地域	95	0	0	95
温海地域	138	13	5	156
合計	2,346	168	13	2,541

8

ごみステーションの管理

ごみステーションの管理は、各町内会にお願いしています。
ごみステーションの新設・移動・廃止を行う場合は、町内会等を通じてご相談ください。

申請の流れ

1. 事前協議
2. 現地確認
3. 各届出書を供用開始の2週間前までに提出
4. 市側でごみ収集業者と調整

9

ごみステーションの問題

- 分別間違いのごみの放棄
- 事業系一般廃棄物の排出
- ごみの回収もれ
- ほかの地域からの持込み

10

問題への対応

啓発パネルの設置

町内会等から希望があった場合、ごみステーション掲載用にラミネートされたパネルを作成しています。
ごみステーションの現状や啓発したい内容、必要枚数、サイズ、穴の有無をご連絡ください。

(例)

このごみステーションは 町内会専用です

このごみステーションは、町内会(自治会)で設置・管理しています。

① 町内会(自治会)以外の人は利用できません。

② 事業活動から出るごみは出せません。

会社・事業所、小売店、飲食店等の店舗、農業・漁業から出るごみは、量に関係なく出すことができません。自社(事業主)が責任をもって処理場へ運ぶ、または許可業者へ収集運搬を依頼してください。

◎みなさんが気持ちよく使えるよう、清潔に心がけましょう!!

鶴岡市環境政策課 ☎22-2848



事業系ごみは、回収できません

出した方は持ち帰り適正に処理してください。

鶴岡市環境政策課

11

問題への対応

現地確認

分別間違いのごみが放棄されている、事業系一般廃棄物が出されている、ごみの分別方法がわからない場合などは、地区担当指導員が現地を確認しに行きます。



12

問題への対応

排出者への通知

ごみステーションに事業系一般廃棄物が出されており、どの事業所から出されたものか判明した場合などには、当市から直接話しに行ったり、通知を送付したりします。

御中
令和 年 月 日
福岡市市民部廃棄物対策課

ごみの適正排出のお願い

本町三丁目のごみステーションは、多量の事業系廃棄物の投入に耐えられず、容量で溢れ残り、
_____月 _____日(_____)に、
_____月 _____日(_____)にも、同様のゴミが排出されており、
また、_____月 _____日(_____)にも、同様のゴミが排出されており、
事業系のごみについては、以下のとおり処理していただく必要がありますので、この書面
にてお知らせいたします。

なお、貴店が出されたゴミ袋ではなかった場合は何卒ご容赦願います。

記

○事業系のごみはごみステーションに出すことはできません

■ごみステーションは、家庭から排出されたゴミを収集するために、町内会が設置・管理
しているものです。

■廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの
責任において適正に処理しなければならないとされています。

■事業系一般廃棄物（紙くず、木くず、生ゴミ）については、福岡市ごみ焼却施設（文田
三丁目13番地）に直接持ち込むか、別添の一般廃棄物処理委託可業者に処理を依頼
する必要があります。

■産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、廃油など、法令で定められた
20種類の産業廃棄物）は、資料の廃棄物処理委託可業者から廃棄物処理委託可業者へ廃棄物を搬送し
ます。この場合は、産業廃棄物処理委託可業者に依頼する必要があります。産業
廃棄物処理委託可業者については、お問い合わせは消防団（TEL.69-2111）
までお願いいたします。

多量の出る
長年のお客が確認できます

【問合せ】福岡市市民部廃棄物対策課 TEL.0235-22-2848
午前8時30分～午後5時15分

13

問題への対応

ごみ収集業者との連携

- 問題のごみステーションの状態や処理施設に持ち込まれたごみの中で
分別間違い・危険性のあるものについては、ごみ収集業者と情報共有
を行っています。
- ごみステーションに出されたごみが回収されていないなどの問い合わせ
があった場合は、当課と業者で確認し、対応を行っています。

14

ごみステーションに出された分別 間違いのごみ



× 袋の真ん中の部分が結べずはみ出し
ており、真ん中の結び目をガムテープ
で留めている



粗大ごみ

15

ごみステーションに出された分別 間違いのごみ



× 袋の真ん中の部分を結べておらず、
ビニールひもで留めている



**「補助ひも（やといひも）」
の袋は回収しません**

16

ごみステーションに出された分別 間違いのごみ



× 紙袋に包み、そのままの状態
出している。



「金属・その他（青色袋）」
に入れ、袋の表面に
「ガラス」と記載する

17

きれいで住みよい町へ



分別講習会の様子

実際のごみのサンプルを
見ながら、分別の方法や
日頃の疑問にお答えしま
す。

18

お問合せ先

- 鶴岡地域 環境政策課 0235-22-2848
- 藤島地域 地域づくり推進課 0235-64-5807
- 羽黒地域 地域づくり推進課 0235-26-8774
- 櫛引地域 地域づくり推進課 0235-57-2116
- 朝日地域 地域づくり推進課 0235-53-2111
- 温海地域 地域づくり推進課 0235-43-4614